

電波法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）

(傍線部分は改正部分)	
改 正 案	現 行
(定義等) 第一条 この政令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 一〜五 (略) 六 「電子申請」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第三条第八号に規定する申請等を行うことをいう。 七 「電子交付」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第三条第九号に規定する処分通知等を行うことをいう。 2〜4 (略) (無線局の免許申請手数料) 第二条 電波法（以下「法」という。）第六条の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。	(定義等) 第一条 この政令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 一〜五 (同上) (新設) (新設) 2〜4 (同上) (無線局の免許申請手数料) 第二条 (同上)

	無線局の種類別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	新たな免許の申請手数料（単位円）	再免許の申請手数料（単位円）
一	船舶局（総トン数五〇〇トンの漁船の船舶局を除く。）及び航空機局	一〇ワット以下のもの	七、五〇〇	三、五五〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一〇、三〇〇	
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	一六、四〇〇	
		五〇〇ワットを超えるもの	三三、六〇〇	
二	総トン数五〇〇トンの漁船の船舶局	一〇ワット以下のもの	五、〇〇〇	一、一三〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	七、〇〇〇	

	無線局の種類別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	新たな免許の申請手数料（単位円）	再免許の申請手数料（単位円）
一	船舶局（総トン数五〇〇トンの漁船の船舶局を除く。）及び航空機局	一〇ワット以下のもの	七、一〇〇	三、三五〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一〇、〇〇〇	
		五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	一五、九〇〇	
		五〇〇ワットを超えるもの	三三、一〇〇	
二	総トン数五〇〇トンの漁船の船舶局	一〇ワット以下のもの	四、六〇〇	一、一〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	六、七〇〇	

四	基幹放送局（ テレビジョン 基幹放送局及 び多重放送を する無線局を 除く。）	〇・一ワット 以下のもの	一一、〇〇 〇	六、二〇〇
		〇・一ワット を超え三ワッ ト以下のもの	四〇、八〇 〇	
		三ワットを超 え一〇ワット 以下のもの	五六、二〇 〇	
	船舶の無線局 で無線設備が 遭難自動通報 設備又はレー ダーのみのも の及び航空機 の無線局で無 線設備がレー ダーのみのも の		五、〇〇〇	一一、三〇〇
四	基幹放送局（ テレビジョン 基幹放送局及 び多重放送を する無線局を 除く。）	〇・一ワット 以下のもの	一一、〇〇 〇	五〇ワットを 超えるもの
		〇・一ワット を超え三ワッ ト以下のもの	四〇、八〇 〇	
		三ワットを超 え一〇ワット 以下のもの	五四、三〇 〇	
	船舶の無線局 で無線設備が 遭難自動通報 設備又はレー ダーのみのも の及び航空機 の無線局で無 線設備がレー ダーのみのも の		四、六〇〇	一一、一〇〇
三	船舶の無線局 で無線設備が 遭難自動通報 設備又はレー ダーのみのも の及び航空機 の無線局で無 線設備がレー ダーのみのも の		五、〇〇〇	五〇ワットを 超えるもの

五	テレビジョン 基幹放送局	〇・一ワット 以下のもの	一一、四〇 〇	六、五〇〇
		〇・一ワット を超え二ワッ ト以下のもの	四五、六〇 〇	
		二ワットを超 え一〇ワット 以下のもの	セ三、セ〇 〇	
		一キロワット を超えるもの	一四九、二 〇〇	
		一〇〇ワット を超え一キロ ワット以下の もの	一一、ザ、五 〇〇	
		一〇ワットを 超え一〇〇ワ ット以下のも の	九、七、〇〇 〇	
五	テレビジョン 基幹放送局	〇・一ワット 以下のもの	一一、三〇 〇	六、〇〇〇
		〇・一ワット を超え二ワッ ト以下のもの	四六、二〇 〇	
		二ワットを超 え一〇ワット 以下のもの	セ六、八〇 〇	
		一キロワット を超えるもの	一五四、二 〇〇	
		一〇〇ワット を超え一キロ ワット以下の もの	一一三、セ 〇〇	
		一〇ワットを 超え一〇〇ワ ット以下のも の	九六、四〇 〇	

七	実験等無線局 (基幹放送局を除く。以下同じ。)	五〇ワット以下のもの 五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	七、五〇〇 一三、九〇	四、三〇〇
六	多重放送をする無線局		一〇、六〇 〇	
		一キロワットを超えるもの 一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの 一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	一六六、九 一五〇、六 一三、二	
七	実験等無線局 (基幹放送局を除く。以下同じ。)	五〇ワット以下のもの 五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	六、七〇〇 一三、四〇	四、七五〇
六	多重放送をする無線局		九、三〇〇	
		一キロワットを超えるもの 一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの 一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	一六六、九 一五二、四 一三〇、二	

	八	アマチュア無線局	五〇〇ワットを超えるもの	二五、六〇〇	
			五〇ワット以下のもの	四、八〇〇	三、三〇〇
九	その他の無線局		五〇ワットを超えるもの	八、八〇〇	
		一ワット以下のもの	一ワット以下	三、七五〇	一、九五〇
		一ワットを超え五ワット以下のもの	一ワットを超え五ワット以下	四、〇五〇	三、〇五〇
		五ワットを超え一〇ワット以下のもの	五ワットを超え一〇ワット以下	六、四〇〇	四、五〇〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一〇ワットを超え五〇ワット以下	一四、三〇〇	六、二〇〇

	八	アマチュア無線局	五〇〇ワットを超えるもの	二五、〇〇〇	
			五〇ワット以下のもの	四、三〇〇	三、〇五〇
九	その他の無線局		五〇ワットを超えるもの	八、一〇〇	
		一ワット以下のもの	一ワット以下	三、五五〇	一、九五〇
		一ワットを超え五ワット以下のもの	一ワットを超え五ワット以下	四、二五〇	三、三五〇
		五ワットを超え一〇ワット以下のもの	五ワットを超え一〇ワット以下	六、七〇〇	四、九五〇
		一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	一〇ワットを超え五〇ワット以下	一四、六〇〇	六、七〇〇

		五〇〇ワットを 超え五〇〇ワ ット以下のも の	二二、〇〇 〇	九、〇〇〇
		五〇〇ワット を超えるもの	一一、〇〇 〇	一一、一〇 〇

2 電子申請により

免許の申
請をする場合における前項の規定の適用については、次の表の第一欄
に掲げる同項の規定中同表の第二欄に掲げる字句は、電子交付により
免許状の交付を受ける旨の表示をして免許の申請をするとき以外のと
きは、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とし、電子交付により免許
状の交付を受ける旨の表示をして免許の申請をするときは、それぞれ
同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
表一の項	七、五〇〇	四、八五〇	四、一〇〇
	三、五五〇	一一、四〇〇	一一、一〇〇
	一〇、三〇〇	七、二〇〇	六、四〇〇
	一六、四〇〇	一一、四〇〇	一〇、六〇〇
	三三、六〇〇	一一三、七〇〇	一一三、〇〇〇
表二の項	五、〇〇〇	一一、九五〇	一一、二〇〇

		五〇〇ワットを 超え五〇〇ワ ット以下のも の	二五、五〇 〇	九、七〇〇
		五〇〇ワット を超えるもの	二〇、二〇 〇	一、七〇 〇

② 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法
 律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一
 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して免許の申
 請をする場合における前項の規定の適用については、次の表の上欄
 に掲げる同項の規定中同表の中欄 に掲げる字句は

、それぞれ

同表の下欄 に掲げる字句とする。

表一の項	七、一〇〇	四、九〇〇
	三、三五〇	一、四〇〇
	一〇、〇〇〇	七、二〇〇
	一五、九〇〇	一、五〇〇
	三三、一〇〇	二四、〇〇〇
表二の項	四、六〇〇	一、九五〇
	一、一〇〇	一、三五〇

		一、三〇〇	一、三五〇	一、〇五〇
		七、〇〇〇	四、八〇〇	四、〇五〇
		一一、〇〇〇	七、五〇〇	六、七〇〇
表三の項		五、〇〇〇	三、三〇〇	一、五五〇
		一一、三〇〇	一、三五〇	一、〇五〇
表四の項		一一、〇〇〇	八、一〇〇	七、四〇〇
		六、一〇〇	四、一〇〇	三、四五〇
		四〇、八〇〇	一六、一〇〇	一七、九〇〇
		五六、一〇〇	三六、八〇〇	三八、一〇〇
		九七、〇〇〇	六八、〇〇〇	六五、九〇〇
		一一七、五〇〇	八七、五〇〇	八五、一〇〇
		一四六、一〇〇	一〇六、一〇〇	一〇六、一〇〇
		一一、四〇〇	八、一〇〇	七、五〇〇
		六、五〇〇	四、三五〇	三、六五〇
表五の項		四五、六〇〇	三三、一〇〇	三三、〇〇〇
		七三、七〇〇	五一、七〇〇	五〇、一〇〇
		一一七、一〇〇	八九、五〇〇	八七、四〇〇
		一五〇、六〇〇	一〇五、五〇〇	一〇三、一〇〇
		一六六、九〇〇	一一六、八〇〇	一一三、九〇〇
		一〇、六〇〇	六、八〇〇	六、一〇〇
表六の項		三、八五〇	一、四〇〇	一、一〇〇
		七、五〇〇	三、八五〇	三、五五〇
表七の項				

表三の項		六、七〇〇	四、八五〇
		一〇、五〇〇	七、五〇〇
		四、六〇〇	三、三〇〇
		一一、一〇〇	一、三五〇
表四の項		九、七〇〇	七、五〇〇
		五、一〇〇	三、七〇〇
		三六、一〇〇	一八、四〇〇
		五四、三〇〇	三六、〇〇〇
		六六、四〇〇	六八、九〇〇
		一一一一、七〇〇	九五、〇〇〇
		一五四、一〇〇	一一七、一〇〇
表五の項		一一、三〇〇	八、六〇〇
		六、〇〇〇	四、三〇〇
		四六、一〇〇	三三、六〇〇
		七六、八〇〇	五五、七〇〇
		一三〇、八〇〇	九四、一〇〇
		一五一一、四〇〇	一〇八、九〇〇
		一六七、八〇〇	一一九、六〇〇
表六の項		九、三〇〇	六、一〇〇
		三、五五〇	一、三五〇
表七の項		六、七〇〇	四、五〇〇
		四、七五〇	三、五〇〇

表八の項	四、三〇〇	一、九〇〇	一、一〇〇
	一、一、九〇〇	七、六〇〇	六、〇〇〇
	一、五、六〇〇	一、六、七〇〇	一、四、三〇〇
	四、八〇〇	一、八五〇	一、六〇〇
	三、三〇〇	一、九〇〇	一、六五〇
	八、八〇〇	五、四〇〇	五、一〇〇
表九の項	三、七五〇	一、二五〇	一、九五〇
	一、九五〇	一、三五〇	一、〇五〇
	四、〇五〇	一、五〇〇	一、一〇〇
	三、〇五〇	一、九五〇	一、六五〇
	六、四〇〇	三、八五〇	三、五五〇
	四、五〇〇	一、六五〇	一、三五〇
	一、四、三〇〇	九、四〇〇	八、七〇〇
	六、一〇〇	四、〇〇〇	三、二五〇
	一、六、〇〇〇	一、六、五〇〇	一、四、〇〇〇
	九、〇〇〇	五、六〇〇	四、九〇〇
	三、一、〇〇〇	一、八、八〇〇	一、五、九〇〇
	一、一、一〇〇	七、九〇〇	六、八〇〇

3 前三項の規定にかかわらず、法第十五条の総務省令で定める簡易な手続に従い、法第二十七条の十五第三項の認定計画に従つて開設する特定基地局の免許（再免許を除く。次項において同じ。）の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、その基本送信機の規模に

表八の項	一、一、四〇〇	八、三〇〇
	一、五、〇〇〇	一、七、三〇〇
	四、三〇〇	一、九〇〇
	三、〇五〇	一、九五〇
	八、一〇〇	五、五〇〇
	三、五五〇	一、五五〇
表九の項	一、九五〇	一、五〇〇
	四、一五〇	三、〇五〇
	三、三五〇	一、四〇〇
	六、七〇〇	四、五〇〇
	四、九五〇	三、一五〇
	一、四、六〇〇	一、〇、四〇〇
	一、五、五〇〇	一、七、〇〇〇
	九、七〇〇	六、五〇〇
	三、〇、一〇〇	一、九、三〇〇
	一、一、七〇〇	八、七〇〇

3 (同上)

従い、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の甲表による額とし、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の乙表による額とする。

甲表

	基本送信機の規模（空中線電力による。）	免許申請手数料（単位円）
一	一ワット以下のもの	三、三〇〇
二	一ワットを超え五ワット以下のもの	三、九五〇
三	五ワットを超え一〇ワット以下のもの	五、七〇〇
四	一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	九、二〇〇
五	五〇ワットを超えるもの	一六、〇〇〇

乙表

	基本送信機の規模（空中線電力による。）	免許申請手数料（単位円）
一	〇・一ワット以下のもの	七、六〇〇
二	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	一〇、六〇〇
三	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	一七、七〇〇
四	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下	四六、六〇〇

甲表

	基本送信機の規模（空中線電力による。）	免許申請手数料（単位円）
一	一ワット以下のもの	一、九〇〇
二	一ワットを超え五ワット以下のもの	三、五五〇
三	五ワットを超え一〇ワット以下のもの	五、四〇〇
四	一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	九、八〇〇
五	五〇ワットを超えるもの	一六、五〇〇

乙表

	基本送信機の規模（空中線電力による。）	免許申請手数料（単位円）
一	〇・一ワット以下のもの	七、七〇〇
二	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	一〇、八〇〇
三	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	一七、九〇〇
四	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下	四八、三〇〇

	のもの	
五	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	六五、九〇〇
六	一キロワットを超えるもの	八〇、一二〇〇

4 電子申請により

特定基地局の免許を申請する場合における前項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる表中次の表の第一欄に掲げる字句は、電子交付により免許状の交付を受ける旨の表示をして免許の申請をするとき以外のときは、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とし、電子交付により免許状の交付を受ける旨の表示をして免許の申請をするときは、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
甲表	三、三〇〇	一、九五〇	一、六五〇
	三、九五〇	二、四〇〇	二、一〇〇
	五、七〇〇	三、四五〇	三、一五〇
	九、一〇〇	六、一〇〇	五、三〇〇
	一六、〇〇〇	一〇、八〇〇	九、七〇〇
乙表	七、六〇〇	六、〇〇〇	五、一〇〇
	一〇、六〇〇	一五、七〇〇	一四、五〇〇

	のもの	
五	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	六六、七〇〇
六	一キロワットを超えるもの	八一、一二〇〇

4 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して特定基地局の免許を申請する場合における前項の規定の適用については、同項の甲表中「一、九〇〇」とあるのは「二、〇〇〇」と、「三、五五〇」とあるのは「二、四五〇」と、「五、四〇〇」とあるのは「三、五〇〇」と、「九、八〇〇」とあるのは「七、一〇〇」と、「一六、五〇〇」とあるのは「一七、九〇〇」と、同項の乙表中「七、七〇〇」とあるのは「六、八〇〇」と、「一〇、八〇〇」とあるのは「一六、六〇〇」と、「一七、九〇〇」とあるのは「二二、八〇〇」と、「四八、三〇〇」とあるのは「三三、〇〇〇」と、「六六、七〇〇」とあるのは「五五、一〇〇」と、「八一、一二〇〇」とあるのは「六五、五〇〇」とする。

	二七、七〇〇	二〇、八〇〇	一九、二〇〇
	四六、六〇〇	三四、五〇〇	三三、五〇〇
	六五、九〇〇	五三、三〇〇	五〇、九〇〇
	八〇、二〇〇	六三、三〇〇	六〇、四〇〇

(落成後の検査手数料)

第三条 (略)

2、4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、落成後の検査が法第十条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 二、七五〇円
- 二 電子申請により法第十条第二項の書類に係る電磁的記録を添えて同条第一項の届出をする場合 二、二〇〇円 (電子交付により検査の結果に係る通知を受ける旨の表示をして届出をする場合にあつては、一、九〇〇円)

(変更検査手数料)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、変更検査が法第十八条第二項の規定に

(落成後の検査手数料)

第三条 (同上)

2、4 (同上)

5 前各項の規定にかかわらず、落成後の検査が法第十条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円 (情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十条第二項の書類に係る電磁的記録を添えて同条第一項の届出をする場合にあつては、二、四五〇円) とする。

(新設)

(新設)

(変更検査手数料)

第四条 (同上)

2・3 (同上)

4 前三項の規定にかかわらず、変更検査が法第十八条第二項の規定に

よりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 二、七五〇円

二 電子申請により法第十八条第二項の書類に係る電磁的記録を提出する場合 二、二〇〇円（電子交付により検査の結果に係る通知を受ける旨の表示をして提出する場合にあつては、一、九〇〇円）
（検査等事業者の登録更新申請手数料）

第四条の二 法第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 一二、四〇〇円

二 電子申請により登録の更新を申請する場合 一一、二〇〇円（電子交付により登録証の交付を受ける旨の表示をして申請する場合にあつては、一〇、五〇〇円）
（特定無線局の免許申請手数料）

第六条 法第二十七条の三の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一〇、五〇〇円（再免許を申請する場合にあつては、四、九五〇円）とする。

よりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、

二、五五〇円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十八条第二項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、四五〇円）とする。

（新設）

（新設）

（検査等事業者の登録更新申請手数料）

第四条の二 法第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三、四〇〇円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新を申請する場合にあつては、一三、三〇〇円）とする。

（新設）

（新設）

（特定無線局の免許申請手数料）

第六条 法第二十七条の三の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一〇、二〇〇円（再免許を申請する場合にあつては、四、八〇〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して免許を申請する場合にあつては、七、三〇〇円（再免許を申請する場合

2| 電子申請により免許を申請する場合における前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、電子交付により免許状の交付を受ける旨の表示をして免許の申請をするとき以外のときは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、電子交付により免許状の交付を受ける旨の表示をして免許の申請をするときは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一〇、五〇〇円	七、二〇〇円	六、九〇〇円
四、九五〇円	三、三五〇円	三、〇〇〇円

(開設計画の認定申請手数料)

第七条 法第二十七条の十四第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三五、九〇〇円 (移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七三、三〇〇円) とする。

(削る)

(無線局の登録申請手数料)

第八条 法第二十七条の二十一第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、四五〇円 (再登録を申請する場合にあつては、一、六五〇円) とする。

にあつては、三、三五〇円) とする。

(新設)

(開設計画の認定申請手数料)

第七条 法第二十七条の十四第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円 (移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七四、一〇〇円) とする。

2| 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合における前項の規定の適用については、同項中「一三七、一〇〇」とあるのは「一三六、八〇〇」と、「一七四、一〇〇」とあるのは「一七三、九〇〇」とする。

(無線局の登録申請手数料)

第八条 法第二十七条の二十一第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、三〇〇円 (再登録を申請する場合にあつては、一、四五〇円) とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあつては、一、七〇〇円 (再登録を申請

2| 電子申請により登録を申請する場合における前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、電子交付により登録状の交付を受ける旨の表示をして登録を申請するとき以外のときは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、電子交付により登録状の交付を受ける旨の表示をして登録を申請するときは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一、四五〇円	一、七〇〇円	一、四〇〇円
一、六五〇円	一、〇五〇円	七七〇円

第九条 法第二十七条の三十二第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、三、〇五〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、〇五〇円）とする。

2| 電子申請により登録を申請する場合における前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、電子交付により登録状の交付を受ける旨の表示をして登録を申請するとき以外のときは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、電子交付により登録状の交付を受ける旨の表示をして登録を申請するときは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

三、〇五〇円	一、一〇〇円	一、八〇〇円
一、〇五〇円	一、四〇〇円	一、一〇〇円

(型式検定手数料)

する場合にあつては、一、〇五〇円）とする。

(新設)

第九条 法第二十七条の三十二第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、九〇〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、八五〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあつては、二、一五〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、四〇〇円）とする。

(新設)

(型式検定手数料)

第十条 (略)

2 電子申請により

検定の申請をする場合における前項の規定の適用については、同項の表中「七四〇、四〇〇」とあるのは「七四〇、三〇〇」と、「一、六五二、一〇〇」とあるのは「一、六五二、〇〇〇」と、「九五四、一〇〇」とあるのは「九五四、〇〇〇」と、「一、一三九、三〇〇」とあるのは「一、一三九、二〇〇」と、「七八三、二〇〇」とあるのは「七八三、〇〇〇」と、「七五四、七〇〇」とあるのは「七五四、五〇〇」と、「一、三五三、〇〇〇」とあるのは「一、三五二、八〇〇」と、「一、〇八二、三〇〇」とあるのは「一、〇八二、二〇〇」と、「八四〇、一〇〇」とあるのは「八四〇、〇〇〇」と、「七二六、二〇〇」とあるのは「七二六、〇〇〇」と、「七一、九〇〇」とあるのは「七一、八〇〇」と、「八六八、六〇〇」とあるのは「八六八、五〇〇」と、「一、三六七、二〇〇」とあるのは「一、三六七、一〇〇」と、「八二五、九〇〇」とあるのは「八二五、八〇〇」と、「一、二九六、〇〇〇」とあるのは「一、二九五、九〇〇」とする。

(登録証明機関の登録更新申請手数料)

第十一条 法第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一六、九〇〇円(電子申請により

登録の更新を申請する場合にあつては、一六、七〇〇円)とする。

(免許状等の再交付申請手数料)

第十八条 免許状、登録状、登録証、免許証又は船舶局無線従事者証明

第十条 (同上)

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検定の申請をする場合における前項の規定の適用については、同項の表中「七四〇、四〇〇」とあるのは「七四〇、三〇〇」と、「一、六五二、一〇〇」とあるのは「一、六五二、〇〇〇」と、「九五四、一〇〇」とあるのは「九五四、〇〇〇」と、「一、一三九、三〇〇」とあるのは「一、一三九、二〇〇」と、「七八三、二〇〇」とあるのは「七八三、〇〇〇」と、「七五四、七〇〇」とあるのは「七五四、五〇〇」と、「一、三五三、〇〇〇」とあるのは「一、三五二、八〇〇」と、「一、〇八二、三〇〇」とあるのは「一、〇八二、二〇〇」と、「八四〇、一〇〇」とあるのは「八四〇、〇〇〇」と、「七二六、二〇〇」とあるのは「七二六、〇〇〇」と、「七一、九〇〇」とあるのは「七一、八〇〇」と、「八六八、六〇〇」とあるのは「八六八、五〇〇」と、「一、三六七、二〇〇」とあるのは「一、三六七、一〇〇」と、「八二五、九〇〇」とあるのは「八二五、八〇〇」と、「一、二九六、〇〇〇」とあるのは「一、二九五、九〇〇」とする。

(登録証明機関の登録更新申請手数料)

第十一条 法第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一六、九〇〇円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新を申請する場合にあつては、一六、七〇〇円)とする。

(免許状等の再交付申請手数料)

第十八条 免許状、登録状、登録証、免許証又は船舶局無線従事者証明

書の再交付の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 免許状の再交付 一、五〇〇円
- 二 登録状の再交付 一、五〇〇円
- 三 登録証の再交付 一、五〇〇円
- 四・五 (略)

2 電子申請により

再交付の申請をする場合における前項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、電子交付により再交付を受ける旨の表示をして再交付の申請をするとき以外のときは、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とし、電子交付により再交付を受ける旨の表示をして再交付の申請をするときは、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
前項第一号	一、五〇〇円	一、一〇〇円	八一〇円
前項第二号	一、五〇〇円	一、一〇〇円	八一〇円
前項第三号	一、五〇〇円	一、一〇〇円	八一〇円

(定期検査手数料)

第二十条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、定期検査が法第七十三条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

書の再交付の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 免許状の再交付 一、三〇〇円
- 二 登録状の再交付 一、二五〇円
- 三 登録証の再交付 一、四〇〇円
- 四・五 (同上)

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子

情報処理組織を使用して再交付の申請をする場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「一、三〇〇円」とあるのは「一、一五〇円」と、同項第二号中「一、二五〇円」とあるのは「一、一五〇円」と、同項第三号中「一、四〇〇円」とあるのは「一、二五〇円」と

とする。

(定期検査手数料)

第二十条 (同上)

2 ～ 4 (同上)

5 前各項の規定にかかわらず、定期検査が法第七十三条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円 (情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項

とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 二、七五〇円

二 電子申請により法第七十二条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合 一、二〇〇円（電子交付により検査の結果に係る通知を受ける旨の表示をして提出する場合にあつては、一、九〇〇円）

6 （略）

7 法第七十二条第一項ただし書の規定による検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、四、七五〇円

とする。ただし、当該検査が同条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 二、五五〇円

二 電子申請により法第七十二条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合 一、〇〇〇円（電子交付により検査の結果に係る通知を受ける旨の表示をして提出する場合にあつては、一、七〇〇円）

(新設)

(新設)